

# ボックスアップ 利用規約

## ■ 第1条 名称及び所在

本スタジオはボックスアップ(以下「本スタジオ」)と称し、事務所を立川市高松町 2-1-25におきます。

## ■ 第2条 目的

本スタジオの目的は、メンバーがクラブ内の施設を利用して心身の健康の維持、増進を図ると共に、メンバーの相互親睦を密にし、品位あるクラブライフをエンジョイすることを目的とします。

## ■ 第3条 入会資格

本スタジオに入会できる者は、本スタジオの趣旨に賛同し本規約を承認した者とし、刺青者、反社会勢力関係者及び、本スタジオが不相当と認める方は入会出来ません。

## ■ 第4条 入会手続

本スタジオに入会しようとする者は、所定の申し込み手続を行い、本スタジオの承認を得た上、定める入会金および諸費用を払い込まなければなりません。なお、未成年の者が入会しようとする時は、本人と保護者の連名にて申し込み手続をとらなければなりません。この場合の保護者は、自らメンバーになった場合と同様に、本規約に連帯として負担し、本規約15条に定める危険負担と本スタジオの免責について同意をお願いいたします。

## ■ 第5条 入会金

メンバーは本スタジオの定める入会金を所定の方法で本スタジオに支払わなければなりません。なお、入会金の有効期限は退会時までとし、如何なる場合も返還いたしません。

## ■ 第6条 除名

本スタジオはメンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバーたる資格の一時停止、または除名することができます。  
(1)本スタジオの定める諸費用につき、2ヶ月以上滞納し請求があっても完済しないとき。(除名以前の諸費用は全て納入していただきます。)  
(2)スタジオの施設を故意に毀損したとき。(3)本規約、その他本スタジオの定める規則の違反したとき。  
(4)本スタジオの名誉・信用を毀損し、または秩序を乱したとき。(5)その他メンバーとしての品位を損なうと認められる非行のあったとき。

## ■ 第7条 メンバー資格の喪失

メンバーは退会、除名、死亡および失踪宣告を受けた時、その資格を失います。

## ■ 第8条 メンバー資格の譲渡禁止

メンバーはそのメンバーたる資格を他に譲渡することはできません。

## ■ 第9条 会費等の支払い

メンバーは本スタジオの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期間及び支払い方法等は本スタジオが定めるものとします。但し、一旦納入した会費等は理由の如何に問わず、返還いたしません。(月会費は、メンバーが本スタジオのメンバー資格を有する限り、現実にはスタジオ内の施設を利用されない場合も支払義務を有します。)口座引落時に口座振替手数料として¥200(税込)が必要となります。また、口座引落の手続きにて、引落が出来なかった月会費が生じた場合、速やかにお振込もしくは直接支払いをお願いいたします。指定期日までにお支払いの確認が出来なかった場合、翌月の引落にて追加請求させていただく場合がございます。

## ■ 第10条 施設・設備・サービスの廃止と利用制限

(1)天変地異・自然災害・法令の制定改廃・行政指導・社会情勢の著しい変化・その他やむを得ない事由が発生した場合、本クラブは、施設・設備・サービスの全部若しくは一部を廃止し、又はその利用を制限することができます。尚、その場合におけるご返金などをご対応できません。  
(2)施設・設備の改造・改築・整備等を行う場合又は経営上必要があると認められた場合、本クラブは、施設・設備の全部若しくは一部を廃止し、その利用やサービス提供を制限することができます。その告知は、本クラブホームページ、書面、または各施設内の掲示等により行います。  
(3)各施設は、前二項の他、施設の管理上やむを得ない場合には、予め告知の上休館することがあります。この告知は原則として本クラブホームページ、書面、または施設内の掲示等により行いますが、やむを得ない事情による臨時休館日については、この限りではありません。  
(4)前各項の場合、会員は、本クラブに対して損害賠償等一切の請求をできないものとします。

## ■ 第11条 休会

休会制度はありません。

## ■ 第12条 退会 及び会員プランの変更

退会する場合、及び会員プランの変更は、必ず退会/変更したい前月の10日までに届け出をしてください。

## ■ 第13条 休業

本スタジオは、原則として休館日を木曜日といたします。また、季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他やむを得ない事由が発生した場合、休業することがあります。尚、休業に関してのお知らせは館内掲示及び、適宜告知方法(WEB告知など)とさせていただきます。

## ■ 第14条 入会資格

本スタジオに入会できる者は、本スタジオの趣旨に賛同し本規約を承認した者とし、刺青者、反社会勢力関係者及び、本スタジオが不相当と認める方は入会出来ません。

## ■ 第15条 メンバーの事故

メンバーは自己の責任と危険負担において、本スタジオを利用するものとします。本スタジオは、メンバーが本スタジオの施設利用中に生じた盗難、怪我、病気等の事故については一切の責任を負いません。

## ■ 第16条 責任事項

メンバーは同伴または紹介したゲストの本スタジオ内における行為及びクラブに対する支払並びに事故等一切につき、連帯責任を負っていただきます。

## ■ 第17条 変更事項

メンバーは住所または連絡先等入会申込記載事項に変更のあった場合は速やかにお届けください。

## ■ 第18条 諸経費の改正

本スタジオは本規約に基づいてメンバーの負担すべき諸費用を社会情勢の変動に応じて改定することができます。

## ■ 第19条 細則

本規約に定めていない事項及び事業遂行上必要な細則は本スタジオが定めるものとします。

## ■ 第20条 改正

本規約の改正及び変更は本スタジオの定めるところとし、その効力は全てのメンバーに及ぶものとします。

## ■ 第21条 改正

本規約は本スタジオの営業開始日(2019年02月01日)より施行致します。